共同研究説明書

様式

１．共同研究の名称

長大都市高速トンネル構造物の合理的な維持管理に関する共同研究

２．共同研究の目的

阪神高速道路の構造物は全路線延長に対して橋梁区間の比率が高く、これらの維持管理に関するノウハウの蓄積は多くなってきている。一方、今後供用する淀川左岸線や大和川線は、都市内の長大トンネル構造を主体としており、橋梁とは異なる観点での維持管理手法が必要となる。また、これらの路線については建設時に対応しておくべき課題を抽出し、現時点で可能な限り対応しておくことが望ましい。

本研究では、トンネル構造物の維持管理に関して、当社の求める技術・ノウハウを有する企業等とともに、過年度までの検討成果も生かしながら、合理的な維持管理方針策定に向けた検討を行うものである。

３．実施期間

平成２３年度より１年間以内

４．共同研究の内容

研究項目	研究細目（案）
①都市内トンネル維持管理に関する事例研究	文献・トンネル事業者（道路・鉄道）ヒアリングによる調査
	課題の抽出・整理
	事例集の作成
②建設中路線への対応に関する研究	トンネル構造物別課題の整理
	維持管理性向上のための構造物細目検討
	設計・施工上の留意点とりまとめ
③予防保全対策の研究	予防保全対策項目の抽出・整理
	予防保全対策の検討
④今後の都市内トンネル維持管理手法の研究	点検手法検討
	モニタリング手法検討

	交通規制手法検討

※上記①～④の研究項目については、全項目を研究テーマに含めることが望ましい。

５．共同研究に要する費用

本共同研究に要する費用は、１年間全体で、1,500 万円程度までを考えている。

なお、原則として、当社が共同研究費の半分を負担する。

６．共同研究に参画する条件及び共同研究者数等

(1) 参画条件

①大学、研究機関、民間企業、公益法人等。

②民間企業等については、阪神高速道路株式会社契約規則（平成 23 年阪神高速規則第 10 号。）第 6 条の規定に該当しないものであること。

③民間企業等については、企画書の提出期限の日から申請書の提出までの期間に、阪神高速道路㈱から競争参加停止を受けていないこと。

④過去５年間に都市高速道路又は高速自動車国道又はそれ以外のトンネル（土留めを含む）の設計、若しくは解析、若しくは分析業務の実績があり、これらに関する研究において優れた能力を有すること。

⑤本研究遂行のための適切な人員配置が可能であり、かつ必要な費用を負担できること。

⑥提案内容が当社の求める水準に達していること。

(2) 共同研究者として選定する企業数

原則として、１者とする。

(3) 共同研究者の選定方法

当社において、書面審査及び必要に応じて研究責任者にヒアリング（本研究の実施方針等に関するプレゼンテーションの実施を含む。）を行い、研究目的の理解度、人員配置及び費用負担、本共同研究に関連又は類似した研究開発又は業務の実績等を考慮して、共同研究者の選定を行う。

なお、公募型共同研究応募要領３．（６）に示す関連する研究や開発実績、業務等の実績（以下、実績等という。）は、都市高速道路又は高速自動車国道のトンネル（土留めを含む）の設計、若しくは解析、若しくは分析業務に関する実績等を示し、類似した実績等は、都市高速道路及び高速自動車国道以外のトンネル（土留めを含む）の設計、若しくは解析、若しくは分析業務に関する実績等を示す。

また、公募型共同研究応募要領３．（８）に示す論文等は審査の有無を明記し、研究責任者の保有する資格等は、以下に示すものを対象とする。

・工学博士（本共同研究に関連又は類似した内容による）

・技術士（建設部門－トンネル、または、建設部門—鋼構造及びコンクリート）

・コンクリート診断士

・RCCM（鋼構造及びコンクリート）

なお、提案内容が当社の求める水準に達しない場合は、応募者のいずれも選定しない場合がある。

７．企画書の提出

(1) 提出書類

詳細は応募要領を参照の上、企画書を１部持参すること。（郵送不可）

企画書の様式はA4判縦とする。なお、文字サイズは10ポイント以上とし、応募要領の「３．共同研究企画書の内容」の①～⑨で 12 ページ以内、⑩～⑫は任意とする。ただし、図面や添付資料はこの限りではない。

(2) 提出先

阪神高速道路株式会社　経理部　契約課

住所）　541-0056　大阪市中央区久太郎町４丁目１番３号

電話）　06-6252-8121　内線　3517

FAX）　06-6251-6930

(3) 提出期間

平成23年9月8日（木）から平成23年9月27日（火）まで

上記期間の毎日（土曜日、日曜日、祝日を除く）午前10時から12時まで、午後1時から午後4時まで。

８．担当課

(1) 企画書の提出等に関する問合せ

７．(2)と同じ。

(2) 企画書の作成に関する問合せ

阪神高速道路株式会社　技術部　技術開発課

住所）　541-0056　大阪市中央区久太郎町４丁目１番３号

電話）　06-6252-8121　内線　4529

FAX）　06-6252-4583

９．説明書等の内容についての質問の受付及び回答

(1) 質問の受付

文書（書式自由、ただし規格は A4 判）により行うものとし、持参または郵送によることとする。なお、文書には回答を受ける担当窓口の部署、氏名、電話及びFAX番号を併記するものとする。

① 質問の受付先：７．(2)と同じ。

② 質問の受付期間：平成 23 年 9 月 8 日（木）午前 10 時から平成 23 年 9 月 15 日（木）午後 4 時まで

持参する場合は、上記期間の毎日（土曜日、日曜日及び祝日を除く）午前 10 時から 12 時まで、午後 1 時から 4 時まで。

(2) 質問に対する回答

質問を受理した日から５日間（休日を含まない。）以内に質問者に対して電送（FAX）により行うほか、下記のとおり閲覧に供する。

①閲覧場所：７．(2)と同じ。

②閲覧期間：回答の翌日から平成 23 年 9 月 26 日（月）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前 10 時から 12 時まで、午後 1 時から 4 時まで

10. 選定結果の通知

(1) 選定通知

選定された者に対しては、選定された旨を書面により通知する。

(2) 非選定通知

選定されなかった者に対しては、選定されなかった旨を書面により通知する。

11. その他の留意事項

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 企画書の作成、提出及びヒアリングに関する費用は、応募者の負担とする。

(3) 企画書に虚偽の記載をした場合には、企画書を無効とするとともに、民間企業等については、虚偽の記載をした者に対して競争参加停止の措置を行うことがある。

(4) 選定されなかった応募者には、企画書を返却する。なお、提出された企画書は、本共同研究に係る選定以外に応募者に無断で使用しない。

(5) 企画書の提出後において、原則として企画書に記載された内容の変更を認めない。また、企画書に記載した予定研究者は、原則として変更できない。但し、病休、死亡、退職、異動等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、必要な能力を有している研究者であるとの当社の了解を得なければならない。

以　　上